

時間外労働を行うには

36（サブロク）協定が必要です。

「36協定締結周知期間」（令和2年1月16日～2月15日）

～み（3）んなで、む（6）すぼう！36協定～



©2014 大阪府もずやん

- 労働基準法では、労働時間は原則、**1日8時間・1週40時間以内**とされています。
これを「**法定労働時間**」と言います。

「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、

- ・ **労働基準法第36条に基づく労働使協定（36協定）の締結、**
- ・ **労働基準監督署への届出**が必要です。

- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。
(時間外労働の上限規制等があります)

- 労働基準法が改正され、大企業については平成31年4月1日から残業時間の上限規制が適用されています。
中小企業については令和2年4月1日から残業時間の上限規制が適用されます。

- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」を、全国の労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）
- ※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、厚生労働省HPに掲載しています。

検索 労働基準監督署一覧